

令和6年度 茨木市バリアフリー基本構想協議会 次第

日時：令和6年5月27日（月）午前10時

場所：市役所南館10階 大会議室

1 開会

2 議事

- （1）会長・副会長の選出について
- （2）会議の公開・非公開について
- （3）事業進捗状況について
- （4）その他

配布資料

- 資料1 配席図
- 資料2 委員名簿
- 資料3 説明資料_事業進捗状況について
- 資料4 学校施設におけるバリアフリー等整備状況について
- 資料5 バリアフリーの取組について(公共交通事業者)
- 資料6 茨木市バリアフリー基本構想(概要版)について

令和 6 年度 茨木市バリアフリー基本構想協議会 配席図

令和 6 年 5 月 27 日 (月)
市役所南館10階 大会議室
(敬称略)

塚口委員 猪井委員							
(手話通訳者)	○ ○						
六條委員 ○	○ 笹野委員						
伊良原委員 ○	○ 岩合委員						
山下(裕)委員 ○	○ 佐藤委員						
藤田(景)委員 ○	○ (随行者)						
佐治委員 ○	○ 吉村委員						
前田委員 ○	○ 裏委員						
北村委員 ○	○ 南部委員						
山下(智)委員 ○	○ 森岡委員						
吉岡委員 ○	○ 小西委員						
宮本委員 ○	○ 福井委員						
宮城委員 ○	○ 辻田委員						
	○ 藤田(憲)委員						
(事務局)							
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
計交 画通 推進 係課 長	課交 長通 代理 策理 課	交 通 政 策 課 長	建 設 部 次 長	道 路 課 長	施 設 課 長	学 校 教 育 推 進 課 長	
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				危 機 管 理 課 長	長 寿 介 護 課 長	障 害 福 祉 課 長	
(傍聴席)							
入口							

(随行者席)

茨木市バリアフリー基本構想協議会 委員名簿

構成員区分		所属等・職名	
学識経験者	1	立命館大学 名誉教授	塚口 博司
	2	富山大学都市デザイン学部 准教授	猪井 博登
公募市民	3		伊良原 淳也
	4		岩合 三千世
福祉その他の 関係団体から 推薦された者	5	茨木市視覚障害者福祉協会 会長	佐藤 八重子
	6	茨木市聴力障害者協会 副会長	笹野 美津代
	7	茨木障害フォーラム 事務局長	六條 友聡
	8	茨木市の街のバリアフリー化を考える連絡会 会長	山下 裕介
	9	茨木市の街のバリアフリー化を考える連絡会 茨木市障害者地域自立支援協議会当事者部会委員	藤田 景介
	10	茨木市老人クラブ連合会 会長	吉村 文男
	11	茨木商工会議所中小企業振興部 地域担当部長	中野 拓二
関係施設設置 管理者	12	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部 経営企画部 担当課長	北村 周郎
	13	阪急電鉄株式会社技術部 課長	山下 智宏
	14	大阪モノレール株式会社運輸部業務課 調査役	土山 博久
	15	阪急バス株式会社自動車事業本部営業企画部 業務課 課長	吉岡 徹郎
	16	近鉄バス株式会社営業部乗合営業課 課長	宮本 義博
	17	京阪バス株式会社運輸部管理課 課長	宮城 勝夫
関係行政機関 の職員	18	国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所事業対策官	佐治 嘉朗
	19	大阪府茨木土木事務所建設課長	裏 祥嗣
	20	大阪府都市整備部住宅建築局建築環境課 住環境推進グループ総括主査	南部 大造
	21	大阪府茨木警察署交通課長	前田 康晴
市の職員	22	福祉部長	森岡 恵美子
	23	健康医療部長	小西 哲也
	24	こども育成部長	山寄 剛一
	25	都市整備部長	福井 龍也
	26	教育総務部長	辻田 新一
	27	建設部長	藤田 憲文

※事務局：交通政策課、危機管理課、障害福祉課、長寿介護課、道路課、施設課、学校教育推進課

令和6年度 茨木市バリアフリー基本構想協議会 説明資料

○令和5年度の事業進捗と令和6年度以降の事業予定(茨木市)

【道路特定事業】

年度	記号	路線名	事業内容
令和5年度	あ	市道田中町西河原線	歩道設置
	い	市道東奈良二丁目西線	歩道改善(段差、勾配解消等)
令和6年度	う	市道東奈良二丁目西線	歩道改善(段差、勾配解消等)
	え	市道天王2号線	歩道改善(段差、勾配解消等)
	お	市道天王1号線	歩道改善(段差、勾配解消等)

【建築物特定事業】

年度	記号	施設名	事業内容
令和5年度	か	中央図書館	・傾斜路上下に視覚障害者誘導用ブロックを設置 ・建物入口傾斜路に手すりを設置
令和6年度	き	茨木市役所合同庁舎	・総合案内板の設置 ・視覚障害者誘導用ブロック設置 ・多目的トイレに水栓器具(オストメイト対応を設置) ・便所出入口に男女別等の点字案内等を設置
	く	茨木市市民総合センター	傾斜路に手すりを設置

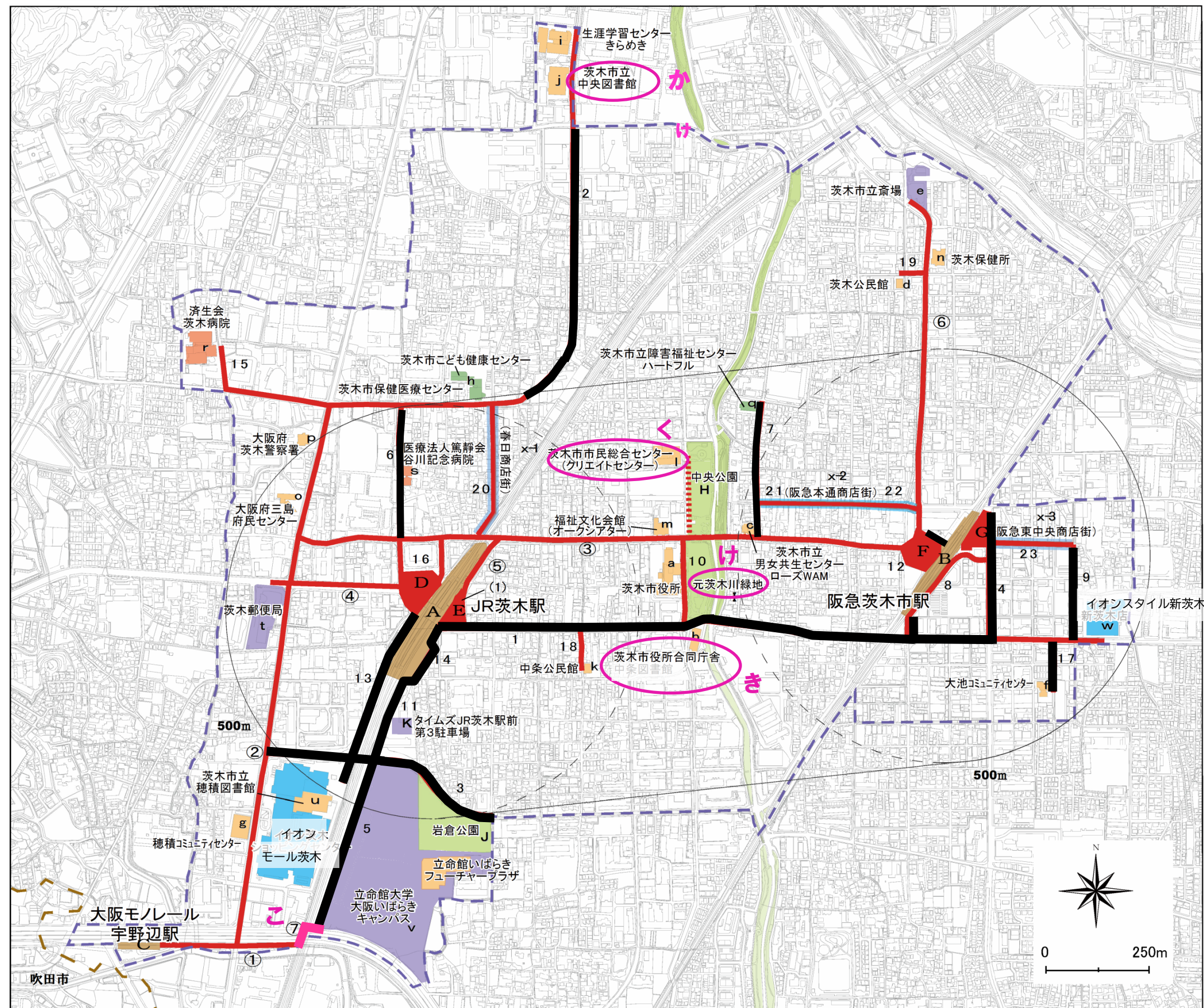
【公園特定事業】

年度	記号	施設名	事業内容
令和5年度	け	元茨木川緑地	案内板の設置

【教育啓発特定事業(心のバリアフリー)】

年度	取組内容	概要
令和5年度	イベント	「障害者の手づくり作品展スペシャル」の開催
	研修・講座	教職員による「茨木市人権教育研究協議会」における研究会
		手話講習会
		出前講座
	教育・学習	福祉体験学習(アイマスク体験、車いす体験等)
	助成制度	事業者の合理的配慮の提供に係る助成金
		障害理解促進事業補助金
	啓 発	自転車マナーの向上

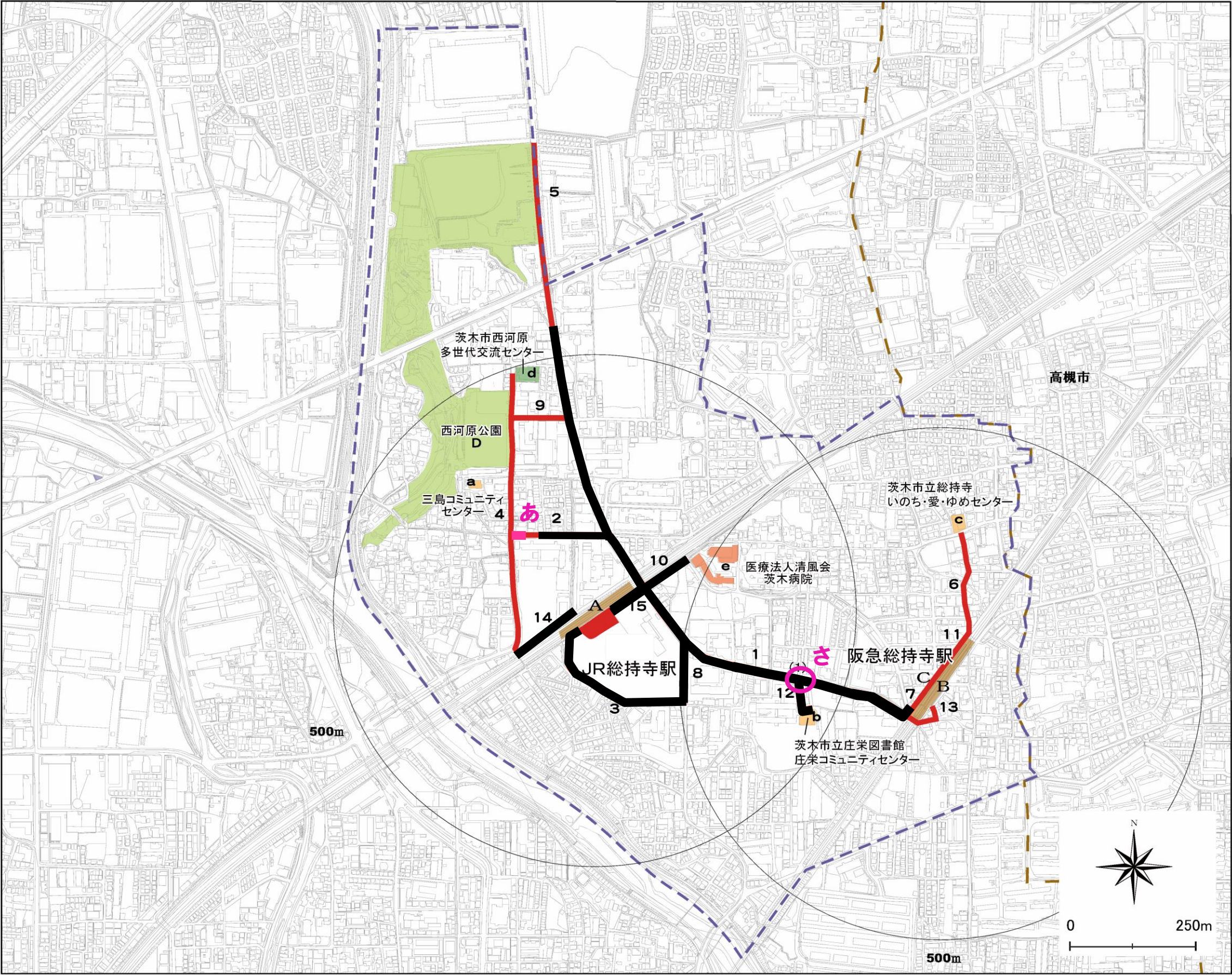
JR 茨木駅・阪急茨木市駅周辺地区



凡 例	
---	重点整備地区
---	生活関連経路
----	施設内経路
---	行政界
■	駅
■	公共施設
■	公園
■	福祉・介護施設
■	商店・商店街
■	病院
■	その他
A～G : 駅舎・駅前広場	
H～J : 公園・緑地	
K : 駐車場	
①～⑦ : 府道	
1～23 : 市道	
(1) : 信号・交差点	
a～x : 建築物	

生活関連経路	---
整備済	---
今回報告箇所	---

総持寺駅周辺地区

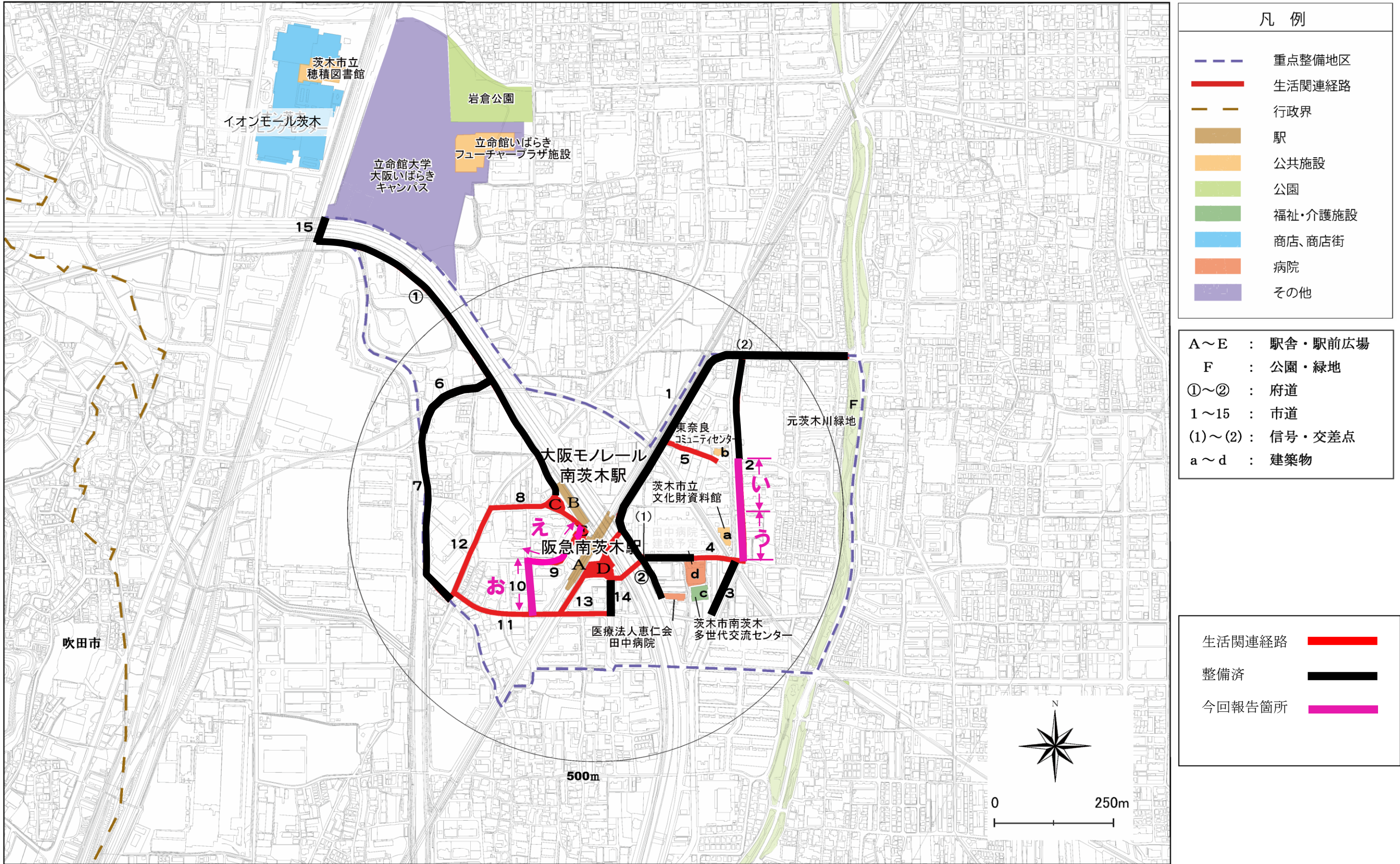


凡 例	
---	重点整備地区
---	生活関連経路
---	行政界
■	駅
■	公共施設
■	公園
■	福祉・介護施設
■	商店・商店街
■	病院
■	その他

A～C	駅舎・駅前広場
D	公園・緑地
1～15	市道
(1)	信号・交差点
a～e	建築物

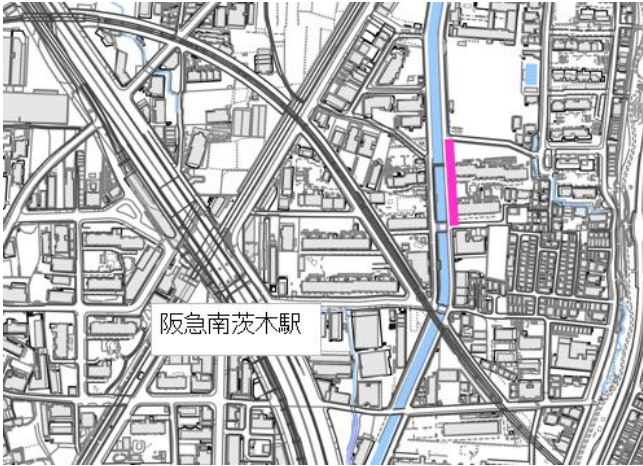
生活関連経路	---
整備済	---
今回報告箇所	---

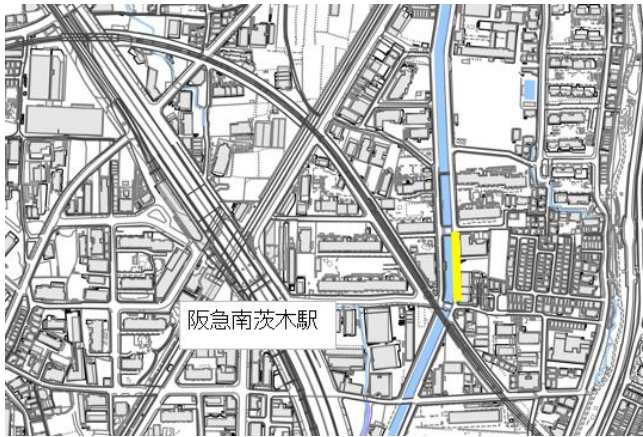
南茨木駅周辺地区

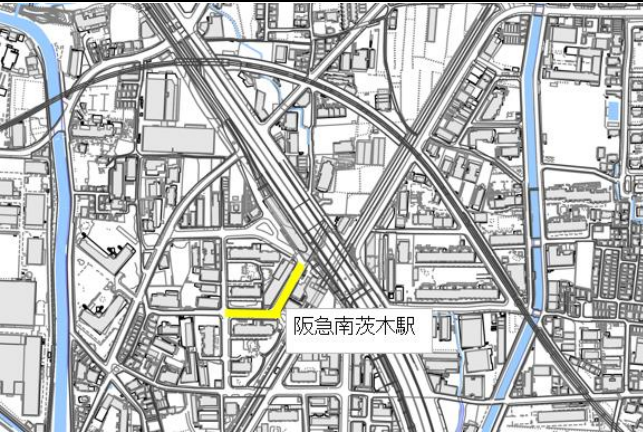


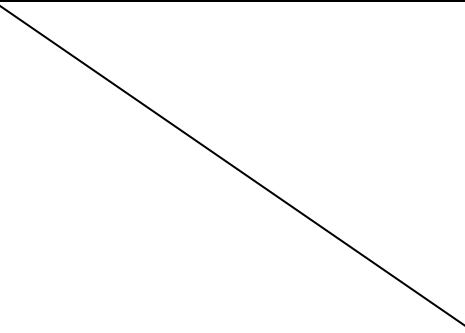
【道路特定事業】

路線名	市道田中町西河原線	
位置図		現地写真(施工前) 
		現地写真(施工中) 
事業内容		現地写真(施工後) 
歩道設置 L=50m		

路線名	市道東奈良二丁目西線		
位置図	 阪急南茨木駅		
		現地写真(施工前)	
		現地写真(施工中)	
		現地写真(施工後)	
事業内容	歩道改善(段差、勾配解消等) L=95m		

路線名	市道東奈良二丁目西線	
位置図		
事業内容	現地写真(施工前)	
	現地写真(施工後)	
令和6年度実施予定 歩道改善(段差、勾配解消等) 施工延長 L=90m		

路線名	市道天王2号線	
位置図		
事業内容	現地写真(施工前)	
	現地写真(施工後)	
令和6年度実施予定 歩道改善(段差、勾配解消等) 施工延長 L=140m(南側・東側歩道)		

路線名	市道天王1号線		
位置図	現地写真(施工前)		
			
	現地写真(施工後) 		
事業内容	令和6年度実施予定 歩道改善(段差、勾配解消等) 施工延長 L=95m(東側歩道)		

【建築物特定事業】

施設名	中央図書館
位置図	現地写真(施工前)
	
事業内容 ・傾斜路上下に視覚障害者誘導用ブロックを設置 ・建物入口傾斜路に手すりを設置	現地写真(施工後) 

施設名	茨木市役所合同庁舎	
位置図		現地写真
		
		現地写真(施工前)
事業内容	令和6年度実施予定 ・総合案内板の設置 ・視覚障害者誘導用ブロック設置 ・多目的トイレに水栓器具(オストメイト対応を設置) ・便所出入口に男女別等の点字案内等を設置	

施設名	茨木市市民総合センター(クリエイトセンター)	
位置図		現地写真
		
		現地写真(施工前)
事業内容	令和6年度実施予定 ・傾斜路に手すりを設置	
		

【公園特定事業】

公園名	元茨木川緑地
位置図	現地写真(施工後)
	 
事業内容	現地写真(施工後)
案内板の設置	

【教育啓発特定事業(心のバリアフリー)】

○イベント

・「障害者の手づくり作品展スペシャル」の開催

「障害者週間」に併せて、おにクル1階オープンギャラリー・エントランス広場にて障害福祉サービス等事業所に通う障害者の作品等の展示・販売を実施し、障害のある人となない人との相互理解を図るとともに、障害者の生産活動や一般就労に対する意欲を高めることを目的として実施。
(障害福祉課)

○研修、講座

・教職員による「茨木市人権教育研究協議会」における研究大会の実施

茨木市立幼稚園、小学校、中学校の教職員で構成される「茨木市人権教育研究協議会」にて、研究大会を実施し、各部会に分かれて各校の取組み(国際理解教育、障がい理解教育、部落問題学習等)について交流。(学校教育推進課)

・手話講習会の開催

市民を対象に手話や聴覚障害者の基礎知識を学ぶ講座を開催。(障害福祉課)
(奉仕員養成講座全41回×2講座・ステップアップ講座全26回×2講座・子ども手話教室全5回×2講座)

・出前講座の実施

茨木市バリアフリー基本構想について、出前講座を実施。(交通政策課)

○教育・学習

・福祉体験学習の実施

小学校3年生を中心に「総合的な学習の時間」において、アイマスク体験、車いす体験等の「福祉体験学習」に取り組んでいる。(学校教育推進課)

○助成制度

・事業者の合理的配慮の提供に係る助成金

市内の中小企業者を対象に、段差改修等の工事や障害のある人への対応に資する物品の購入やコミュニケーションツールの作成に要する費用を助成する制度。(障害福祉課)

申請件数:7件

(内訳)

工事の施工5件、物品の購入2件、コミュニケーションツールの作成0件

・障害理解促進事業補助金

団体が市内で実施する障害者福祉の啓発、障害者との交流を深める行事及び障害理解促進に関する研修会を行うための必要な費用の補助をする制度。(障害福祉課)

申請件数:2件

○啓発

・自転車マナーの向上

安全・安心な移動環境の確保に向けて、自転車マナーの向上に向けた取り組みを実施。(交通政策課)

高校生への通学安全指導



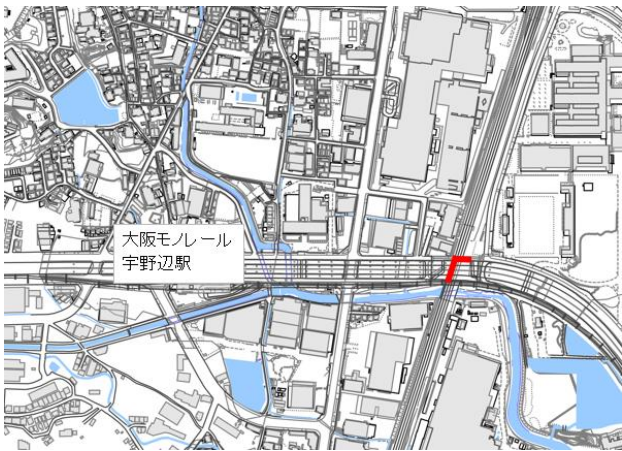
マナーアップキャンペーン



○令和5年度の事業進捗(茨木土木事務所)

【道路特定事業】

年度	記号	路線名	事業内容
令和5年度	こ	下穂積第2歩道橋	照明設置

路線名	下穂積第2歩道橋		
位置図			
事業内容	現地写真(施工前)		
			
照明設置	現地写真(施工後)		
	 照明設置		

○令和5年度の事業進捗(茨木警察署)

【交通安全特定事業(信号・交差点)】

年度	記号	所在地	事業内容
令和5年度	さ	庄栄小学校前	音響信号設置

所在地	庄栄小学校前		
位置図		現地写真(施工前)	
事業内容	現地写真(施工後)		
音響信号設置			
			

【教育総務部施設課】

令和6年5月27日

学校施設におけるバリアフリー等整備状況

○エレベーター整備

配慮が必要な児童・生徒の入学・転入に合わせて整備を進めている。

- ・令和5年度設置校：春日小、玉島小、東小



- ・令和5年度末時点の設置状況：小学校 25 校 中学校 11 校
- ・令和5～6年度設置予定校：豊川中、平田中

○トイレ整備

現在、2系統目の整備について令和7年度完了目標に取り組んでいる。

- ・令和5年度実施校：豊川小、東小、水尾小、太田小、葦原小、
三島中、北中、東雲中



- ・令和5年度末洋式化率：小学校 55.2%、中学校 49.1% 全体 53.2%
- ・令和6年度整備予定校：玉櫛小、郡山小、天王小、郡小、庄栄小、
西陵中、平田中

令和 5 年度バリアフリー事業実施内容(交通事業者)

No.	事業者名	特定事業名	実施内容
1	西日本旅客鉄道株式会社	教育啓発特定事業 (心のバリアフリー)	○職員の教育・研修 ・社員のバリアフリーに対する認識を深めるための研修やフォローアップを実施。 ・お客様の立場に立ったご案内ができるよう「サービス介助士」の資格取得の推進。 ・お客様の介助に必要な知識・技術を習得し、手配・介助・応対を確実にできるよう、法令の主旨も踏まえたマニュアルを整備し、社員の教育を推進。
2	阪急電鉄株式会社	教育啓発特定事業 (心のバリアフリー)	○駅係員のスキルアップのための取り組み ・サービス介助士の資格取得者数（2023 年度：150 名） ・インスタントシニア体験学習の実施（対象者：運輸部社員）  
3	大阪モノレール株式会社	教育啓発特定事業 (心のバリアフリー)	・新入社員（駅係員）を対象とした手話研修、車イス操作研修、認知症サポーター研修、白杖をお持ちの方の誘導研修を実施した。 また令和 5(2023)年度については、駅係員対象の定例研修のカリキュラムに手話研修、車イス操作研修、白杖をお持ちの方の誘導研修を組み込み、全駅係員が同じ水準でお客さまの応対ができるように努めた。

			・ 駅係員を対象に、サービス介助士の資格を取得させた。 (令和 6(2024)年度末までに全駅係員資格取得予定)
4	阪急バス株式会社	公共交通特定事業	○路線図・時刻表の改善 ・ UD フォントへ置き換え対応済み／QR コード対応済み
		教育啓発特定事業 (心のバリアフリー)	・ 障がい当事者及び各支援団体と協働し、バス車両を使用した実地研修を実施。 ・ サービス介助士の資格取得推進。 ・ 運転士研修でインスタントシニア体験を実施。
		その他のバリアフリー 化事業	・ 当社内ドライバーズコンテストでの競技項目として、車いす対応を実施。
5	近鉄バス株式会社	教育啓発特定事業 (心のバリアフリー)	交通事業者向け・バリアフリー教育プログラム「交通サポートマネージャー研修」に会社から 3 名参加。
6	京阪バス株式会社	教育啓発特定事業 (心のバリアフリー)	5 月の研修内容はベビーカーの対応と接遇、12 月は高齢者と視覚障害者・内部障害者への接遇方法をテーマとして実施した。

令和6年度バリアフリー事業実施予定内容

No.	事業者名	特定事業名	実施内容
1	西日本旅客鉄道株式会社	教育啓発特定事業 (心のバリアフリー)	○職員の教育・研修 ・社員のバリアフリーに対する認識を深めるための研修やフォローアップを計画。 ・お客様の立場に立ったご案内ができるよう「サービス介助士」の資格取得予定。 ・お客様の介助に必要な知識・技術を習得し、手配・介助・応対を確実にできるよう、法令の主旨も踏まえたマニュアルを整備し、社員の教育を推進。
2	阪急電鉄株式会社	教育啓発特定事業 (心のバリアフリー)	○駅係員のスキルアップのための取り組み ・サービス介助士の資格取得推進（対象者：運輸部社員） ・インスタントシニア体験学習の実施（対象者：運輸部社員） ・交通事業従事者を対象とした手話教室の受講（対象者：運輸部社員） ・交通事業者向けバリアフリー教育訓練研修会への参加（対象者：運輸部社員）
3	大阪モノレール株式会社	教育啓発特定事業 (心のバリアフリー)	・新入社員（駅係員）を対象とした手話研修、車イス操作研修、認知症サポーター研修、白状をお持ちの方の誘導研修を実施予定。また令和5(2023)年度と同様に、駅係員の定例研修のカリキュラムに手話研修、車イス操作研修、白状をお持ちの方の誘導研修を組み込み実施予定。 ・全駅係員を対象に、サービス介助士の資格を取得させる。 (令和6(2024)年度末までに全駅係員資格取得予定)
4	阪急バス株式会社	公共交通特定事業	・車両代替（更新）は、原則、ノンステップバスで対応予定。 (参考) ・主要鉄道駅への接続停留所において、行先表示機（前面、後面、側面とも）に発車時刻の表示を対応予定（対応可能機器を搭載する車両のみ）。

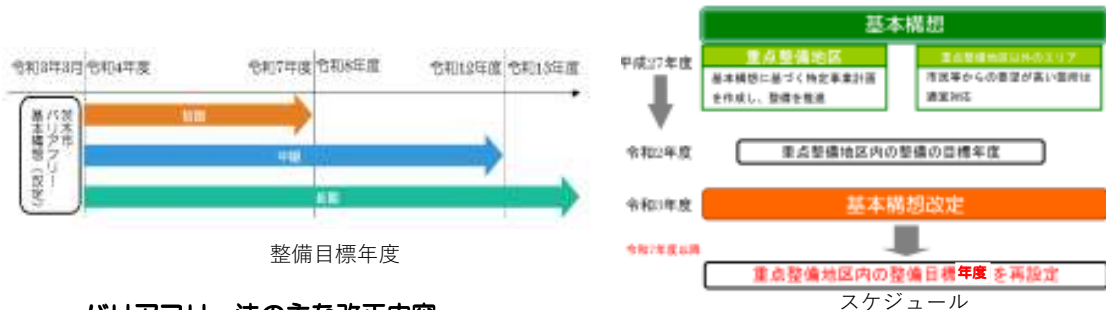
		教育啓発特定事業 (心のバリアフリー)	・障がい当事者及び各支援団体と協働し、バス車両を使用した実地研修を実施予定。 (関係者との調整が整った場合) ・サービス介助士の資格取得推進。 ・運転士研修でインスタントシニア体験を実施。
5	近鉄バス株式会社	教育啓発特定事業 (心のバリアフリー)	交通事業者向け・バリアフリー教育プログラム「交通サポートマネージャー研修」に会社から10名参加予定。
6	京阪バス株式会社	教育啓発特定事業 (心のバリアフリー)	令和5年度と同内容のバリアフリー研修を実施予定。

茨木市バリアフリー基本構想改定について

I 計画改定にあたって

1. 策定経緯

平成27年度に策定した茨木市バリアフリー基本構想が目標年度を迎えたこと、また、平成30年から令和3年にかけてバリアフリー法が改正されたことを踏まえ、国の基本方針に基き次期目標年度である令和7年度に向け本基本構想を改定しました。



バリアフリー法の主な改正内容

- H30
R2
- 「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を明確化
- 市町村によるバリアフリー情報の収集・整理・提供を努力義務化
- 市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設
- バリアフリー基準適合義務の拡大（例：特別特定建築物に公立小中学校を追加）
- 基本構想に位置付けることができる特定事業として、「教育啓発特定事業」を創設
- 公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設（例：旅客支援、情報提供等）

2. 主な改定内容

- 特定事業の進捗状況整理、整備目標時期の再設定
- 改正された上記バリアフリー法の内容を一部反映
- ー基本方針に理念規定を記載、特定事業に「教育啓発特定事業」を追加など

II 基本方針について

1. 基本理念

社会的障壁の除去、共生社会の実現をめざし、市民・事業者・行政等が互いに連携しながら、ハード整備だけでなく、心のバリアフリーの取り組みも併せてより一層進めていながら、「いつでもだれもが、バリアをかんじず、らくらく（楽々）と きもちよく移動できるまち いばらき」をめざします。



いつでもだれもが
バリアをかんじず
らくらく（楽々）と
きもちよく移動できるまち いばらき

III 重点整備地区(3地区)の特定事業について

1. 重点整備地区

茨木市において優先的にバリアフリー化を図るべき重点整備地区をバリアフリー法や市のまちづくり、市民ニーズ等の状況をふまえ、「JR茨木駅・阪急茨木駅周辺地区」「総持寺周辺地区」「南茨木駅周辺地区」の3地区を定めております。

2. 重点整備地区の特定事業

高齢者、障害者をはじめとした市民のニーズを反映した整備を行うため、各事業者との調整を行い、具体的な特定事業を位置付けております。

【次期目標年度(令和7年度)に向けて】
現行の未整備事業を継続して進めるとともに、中期に設定していたものを一部短期に見直す。



重点整備地区図

【特定事業】

公共交通 特定事業	道路 特定事業	建築物 特定事業	都市公園 特定事業	交通安全 特定事業	教育啓発 特定事業
・公共交通事業者等が基本構想に沿って事業計画を作成し事業を実施	・道路管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し事業を実施	・建築主等が基本構想に沿って事業計画を作成し事業を実施	・公園管理者等が基本構想に沿って事業計画を作成し事業を実施	・公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成し事業を実施	・市や施設設置管理者等が基本構想に沿って事業計画を作成し事業を実施

追加

IV 推進体制について

1. 協働と連携による推進

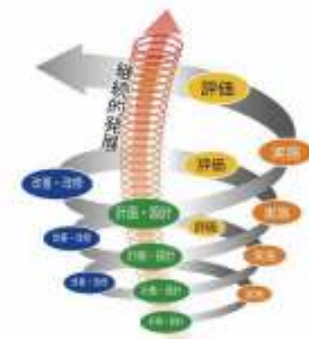
市民、事業者、行政が基本構想で定めた基本方針の趣旨を踏まえ、それぞれの役割を認識し、バリアフリー化を推進しております。

2. 継続的なバリアフリー化にむけて

当事者の参画を積極的に進め、市民や行政を含む各主体が「総合的、横断的にバリアフリー化」に取り組んでいきます。

3. 推進体制の構築

基本構想策定後も、市、事業者、市民等で構成される協議会を年1回程度開催し、特定事業計画の内容についての確認を行い、毎年の取り組みを評価し、次年度のより質の高い取り組みに反映しております。



スパイラルアップのイメージ

しょうがいしゃ さべつかいしょうぼう かいせい
障害者差別解消法が改正に

事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。
- 令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含みます。



合理的配慮の提供とは？

事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

社会的バリアを取り除くための申出



建設的対話

障害のある人と事業者等が話し合っ、共に対応策を検討

対応の例 筆談、読み上げ、代筆、タブレット型端末の利用、介助など



合理的配慮の提供

～をお手伝いしましょう！



知る

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などで分かりやすく説明しています。



障害者差別解消に関する事例データベース

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者等の相談窓口へ寄せられた具体例を、障害種別などに応じて検索できます。



調べる



障害者白書（毎年刊行）

政府が講じた各分野の障害者施策や取組について紹介しています。

障害者白書

検索



内閣府
Cabinet Office

内閣府 政策統括官（政策調整担当）付
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

障害者施策担当
☎ 03-5253-2111（代表）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定） 概要

※ 現 行 の 基 本 方 針
（H27.2.24閣議決定）
からの変更点は赤字部分

第1 差別解消推進に関する施策の基本的な方向 法制定の背景 / 基本的な考え方（法の考え方など）

第2 差別解消措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

- 障害者 心身の機能に障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者
- 事業者 商業その他の事業を行う者全般
- 対象分野 障害者の日常・社会生活全般が対象※
※雇用分野は障害者雇用促進法の定めるところによる

2 不当な差別的取扱い

- 障害者に対して、正当な理由※なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限するなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止
※客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合
- **社会的障壁を解消するための手段（車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等）の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当。**
- **不当な差別的取扱いに該当する／しないと考えられる事例**

3 合理的配慮

- 行政機関等や事業者が事務・事業を行うに際し、個々の場面で障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった時に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないもの
（例）段差に携帯スロープを渡す／筆談、読み上げ、手話などの意思疎通／休憩時間の調整などの配慮
- **建設的対話・相互理解の重要性（社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と行政機関・事業者等が共に考えていくためには、建設的対話を通じ、お互いの状況の理解に努めることが重要）**
- **合理的配慮の提供義務違反に該当する／しないと考えられる事例**
- **環境の整備（合理的配慮を行うための、主に不特定多数の障害者に向けた事前的改善措置等）**

第3 行政機関等が講ずべき差別解消措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

- 行政機関等の職員による取組を図るため、対応要領を策定（※地方公共団体等は努力義務）

2 対応要領

（記載事項）不当な差別的取扱い・合理的配慮の基本的考え方、具体例、相談体制、研修・啓発

第4 事業者が講ずべき差別解消措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

- 主務大臣は**事業者による合理的配慮の義務化を踏まえ**、所掌する分野の特性に応じたきめ細かな対応を行う。

2 対応指針

（記載事項）不当な差別的取扱い・合理的配慮の考え方、具体例、事業者における相談体制・研修・啓発・**制度整備、主務大臣の所管する事業分野ごとの相談窓口**

第5 国及び地方公共団体による支援措置の実施に関する基本的な事項

1 相談等の体制整備

- 市区町村、都道府県、国が役割分担・連携協力し、一体となって対応できるよう取り組む。このため、内閣府において、各省庁に対する事業分野ごとの相談窓口の明確化の働きかけや、法令説明や適切な相談窓口に「つなぐ役割」を担う国の相談窓口の検討を進める。また、相談対応を行う人材の専門性向上、相談対応業務の質向上を図る。

2 啓発活動 行政機関等／事業者における研修、地域住民等に対する啓発活動／障害のある女性、障害のあるこども等への留意。

3 情報の収集、整理、提供 事例（性別・年齢等の情報含む）の収集・データベース化・提供

4 地域協議会 差別解消の取組を推進するため、地域の様々な関係機関をネットワーク化、事業者の参画、設置促進に向けた取組等

第6 その他重要事項 必要に応じた基本方針・対応要領・対応指針の見直し等

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要

(令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。
2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。
3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
 - (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
 - (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
 - (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日
公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注☒☒「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成